

会議の運営について

1 会議の設置趣旨等

(1) 会議の設置趣旨

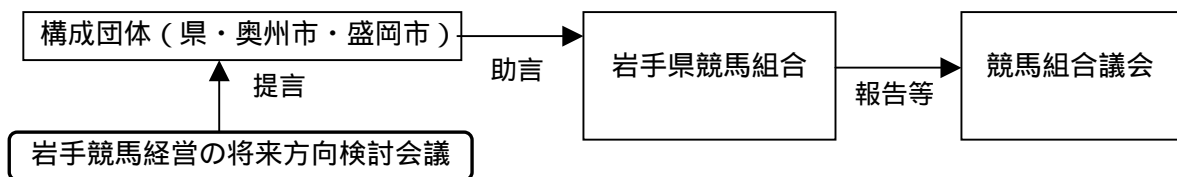
岩手県競馬組合では、構成団体から330億円の融資を受け、単年度毎の収支均衡など「新計画」のルールに沿って事業を運営し、平成19年度から3年連続で黒字を達成しましたが、発売額の低迷など依然厳しい状況にあります。

一方では、平成24年度以降、地方競馬共同トータリゼータシステムへの参画や地方競馬とJRAとの連携協調策の推進など、新しい局面を迎えつつあり、そうした動きの中で、岩手競馬を将来にわたり安定的に運営していくための取組を進めていく必要があります。

このため、企業経営、競馬事業など各分野の専門家から、客観的な視点と専門的な検証に基づき、中長期的な視点に立った岩手競馬の事業運営について意見・提言をいただき、その結果を今後の事業運営に反映していこうとするものです。

(2) 設置主体

岩手県競馬組合の構成団体である県・奥州市・盛岡市が共同で設置しました。
(検討会議からの提言を受け、構成団体が競馬組合に必要な助言を行います。)



(3) 検討事項（要綱第2条第1項第1号）

岩手競馬の経営安定を図るための方策について検討いただきます。

厳しい経営環境の下で、発売額や入場者数を確保していくための方策

発売額が伸びない場合でも、安定的に経営できる収支構造、事業体制を確立するための方策

(4) スケジュール

月1回程度開催し、来年5月頃を目処に、意見・提言を取りまとめる予定です。

時期	区分	主な検討事項
第1回（11月26日）	現状・課題の整理	・岩手競馬の現状説明
第2回（12月22日）		・岩手競馬の課題の論点整理
第3回（1月24日）	課題解決の方策 提言等とりまとめ	・論点整理により設定された課題について、テーマをしぼり、掘り下げて検討
第4回～第8回（2月～5月）		

2 関係者の出席（要綱第6条）

会議には、毎回、岩手県競馬組合の常勤の副管理者、事務局長、経営管理部長、業務部長の全員又はいずれかの出席を求めることとします。

3 会議の公開

会議は、原則として公開とします。

ただし、第三者の利益又は公益の観点から、次に該当する場合（県、奥州市及び盛岡市の情報公開条例の規定により、非開示とすることができるもの）には、座長が検討会議に諮って、非公開とすることができることとします。

特定の個人や法人の情報であって、公にすることにより、個人、法人の権利や正当な利益を害するおそれがある場合

会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合

審議会等の会議の公開に関する指針（岩手県：平成11年4月1日施行）（抜粋）

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

- （1）法令等により調停又は仲介の手續等が非公開とされている場合
- （2）情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行う場合
- （3）当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

4 公開又は非公開の決定

- （1）審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。
- （2）審議会等が、会議を公開しないと決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

- （1）審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- （2）審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。
- （3）審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手續及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。
- （4）審議会等は、可能な限り、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するように努めなければならない。